

昭和二十二年法律第二百五十九号

昭和二十二年法律第二百五十九号（赤十字の  
標章及び名称等の使用的制限に関する法  
律）

第一条 白地に赤十字、赤新月若しくは赤のライ  
オン及び太陽の標章若しくは赤十字、ジュネ  
ブ十字、赤新月若しくは赤のライオン及び太陽  
の名称又はこれらに類似する記章若しくは名称  
は、みだりにこれを用いてはならない。

第二条 日本赤十字社は、前条の規定にかかわら  
ず、白地に赤十字の標章及び赤十字の名称を用  
いることができる。

第三条 傷者又は病者の無料看護に専ら充てられ  
る救護の場所を表示するために、白地に赤十  
字、赤新月又は赤のライオン及び太陽の標章を  
用いようとする者は、日本赤十字社の許可を受  
けてこれを用いることができる。

第四条 第一条の規定に違反した者は、六月以下  
の拘禁刑又は三十万円以下の罰金に処する。

この法律は、昭和二十三年一月一日から、こ  
れを施行する。

**附 則** (平成一六年六月一八日法律第一  
一二号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して三月  
を超えない範囲内において政令で定める日から  
施行する。

**附 則** (令和四年六月一七日法律第六八  
号) 抄

(施行期日)

1 この法律は、刑法等一部改正法施行日から施  
行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当  
該各号に定める日から施行する。  
一 第五百九条の規定 公布の日